

# 新聞契約に関するガイドライン(抜粋)

下記の事例は解約に応じなければなりません

- ・クーリングオフによる解約
- ・威迫困惑行為や不実告知など不適切勧誘
- ・未成年者や認知症の方との契約
- ・契約者の死亡、入院、転居など
- ・契約カードの書面不備  
(契約者名なし・日付なしなど)



さらに解約の際に損害賠償、拡材代金  
違約金の請求など要求してはいけません!

あとでトラブルや苦情にならないように  
新聞のご契約後には必ず、ご挨拶・お礼監査訪問  
の励行をよろしく願います。又、高齢者との契約  
は特に慎重に丁寧に扱ってくださいね。



スタッフ証は必ず携帯して信用ある読者訪問を!

東京都新聞販売同業組合 販売対策委員会